

16 心身障害(児)者の福祉

心身障害者の福祉の向上を図るため身体障害者福祉法、知的障害者福祉法をはじめ各種の実施要綱等により、自立及び社会参加の促進等を目的に次の施策を行っています。

(1) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定められた手帳で、様々な福祉サービスを利用するために必要となるものです。

対象者は、厚生労働省が定めた障害の種類及び程度の基準に該当する方です。障害の程度により1～7級までの区分がありますが、手帳の交付対象は1～6級までとなっています。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち 18歳未満
30 年 度	視覚障害	120	123	19	13	26	18	319	0
	聴覚・平衡機能障害	9	89	81	120	2	226	527	6
	音声・言語・そ しゃく機能障害	4	7	40	47	-	-	98	1
	肢体不自由	620	568	518	710	426	169	3,011	39
	内部障害	944	7	133	347	-	-	1,431	21
	計	1,697	794	791	1,237	454	413	5,386	67
元 年 度	視覚障害	117	120	19	10	28	17	311	0
	聴覚・平衡機能障害	7	91	81	150	2	222	553	4
	音声・言語・そ しゃく機能障害	3	6	38	47	-	-	94	0
	肢体不自由	591	543	504	684	407	171	2,900	31
	内部障害	962	8	142	379	-	-	1,491	10
	計	1,680	768	784	1,270	437	410	5,349	45
2 年 度	視覚障害	119	119	16	12	31	16	313	0
	聴覚・平衡機能障害	7	92	79	155	2	228	563	5
	音声・言語・そ しゃく機能障害	4	5	35	45	-	-	89	1
	肢体不自由	588	515	495	660	396	169	2,823	35
	内部障害	962	10	173	373	-	-	1,518	17
	計	1,680	741	798	1,245	429	413	5,306	58

② 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行なうとともに、各種の援助を受けやすくするため、児童相談所（18歳未満の場合）あるいは知的障がい者更生相談所（18歳以上の場合）において知的障害と判定された方に手帳を交付します。

障害の程度はA（重度）、B（重度以外）があり、原則として、就学前は2年毎、就学後から18歳未満は5年毎に程度確認の判定を行い、18歳以上で障害程度が変化しないと考えられる者は判定期限を無期限と定めています。

（療育手帳の交付）

障害程度	30年度	元年度	2年度
A	436 (43)	442 (48)	439 (52)
B	733 (142)	724 (136)	749 (151)
計	1,169 (185)	1,166 (184)	1,188 (203)

※（ ）はうち18歳未満の所持者数

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して、各種福祉制度を利用するのに必要な手帳を交付します。

県精神保健福祉センターにおいて精神障害と判断された方で、障害の程度は1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）で2年毎の判定が必要です。

（手帳所持者数）

障害等級	30年度	元年度	2年度
1級	141 (0)	138 (0)	131 (0)
2級	415 (0)	422 (0)	431 (0)
3級	207 (1)	221 (1)	217 (2)
計	763 (1)	781 (1)	779 (2)

※（ ）はうち18歳未満の所持者数

(2) 自立と社会参加のための施策

① 障害者福祉都市の推進

昭和56年の「障害者福祉都市宣言」以降、障害者の住みよいまちづくりを目指す「建築物等に関する福祉環境整備要綱」の制定や「鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定し、自立と社会参加を促進するための福祉サービスなど、様々な施策を展開しています。

② 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関との協力や地域活動の中核となって、援護思想の普及に努めます。

氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
佐藤 満子	道形町 31-6	24-0412	上野 喜吉	外内島字明神川原245-5	22-9073
森井 雪	日出一丁目 4-17	24-6221	長谷川 昇	海老島町 16-50-1	24-0329
阿毛 稔	下川字龍花崎 36-472	76-3030	佐藤 武	東新斎町6-20	22-8624
池田 均	大西町 3-4	22-2492	佐藤 誠一	みずほ 34-1	35-3870
原田 久民	宝町 5-38	22-7527	佐藤 義昭	千石町 16-13	24-6019
五十嵐 武	藤島字古楯跡 90-6	090-2847-2471	叶野 三好	東堀越字中田 31-4	64-3150
勝木 克己	羽黒町手向字手向280	62-3139	齋藤 清廣	羽黒町荒川字上山277-4	62-2411
小林 光雄	板井川字村西 113	080-1801-7670	渡部 秀一	大網字村下 66	54-6285
齋藤 紀子	湯温海甲 45	43-3072	野尻 俊子	湯温海字湯之尻 533	43-3546

③ 知的障害者相談員

知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、指導助言を行うとともに福祉事務所などの関係機関に連絡するなど、地域の中で援護思想の普及に努めます。

氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
長谷川 薫	西新斎町 4-13	090-4552-1745	佐藤 喜美子	道形町 12-45	23-7900
渡部 幸也	羽黒町昼田字南田5 3	62-3469	秋山 一子	黒川字漆原 86	57-2721
菅原 市雄	大針字花戸口 27	53-3376	村上 勝子	湯温海字湯之里114-1	43-2407

④ 特別障害者手当

(令和3年度予算額 69,300千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある 20 歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者又は3ヶ月以上入院している場合を除く

月額：27,350円、年4回(2.5.8.11月)支給(所得制限有り)

	30年度	元年度	2年度
受給者数	250	242	204

⑤ 障害児福祉手当

(令和3年度予算額 14,997千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者を除く

月額：14,880円、年4回(2.5.8.11月)支給(所得制限有り)

	30年度	元年度	2年度
受給者数	84	79	82

⑥ 福祉手当

(令和3年度予算額 358千円)

従来福祉手当の中で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない方に対して、経過措置として、従前の例により支給します。(支給要件、月額等は障害児福祉手当に同じ)

	30年度	元年度	2年度
受給者数	3	2	2

⑦ 身体障害者巡回相談

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、山形県身体障がい者更生相談所が県内市町村を巡回して身体障害者手帳の交付、補装具の給付の相談判定(肢体・聴覚)を実施します。(鶴岡市では年3回実施)

【新型コロナの影響により令和2年5月巡回相談は中止】

実施主体：山形県身体障がい者更生相談所

	30年度	元年度	2年度
手帳交付決定件数	22	19	7
補装具交付決定件数	37	31	22
相談者人数	84	64	30

⑧ あんしん見守りコール

(令和3年度予算額 100千円)

一人暮らしの障害者に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

	30年度	元年度	2年度
利用者数	1	1	2

⑨ 紙おむつ購入費助成

(令和3年度予算額 4,291千円)

寝たきりの重度心身障害(児)者で常時失禁状態の方に紙おむつの購入費を助成します。

対象者：生計中心者所得税額が6万円未満の者

助成限度額：市民税非課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額7,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額5,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税6万円未満課税 月額2,000円

	30年度	元年度	2年度
支給人数	77	71	74
支給延月数	762	822	826

⑩ 人工透析患者通院交通費助成

(令和3年度予算額 588千円)

人工透析療法を受けるために、医療機関へ交通機関を利用して通院している方に交通費を助成します。

助成額：通院交通費の実支出額と交付基準額を比較していずれか低いほうの額

対象：下記の要件のいずれにも該当する方

- ・じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・医療機関に交通機関(自家用車を含む)を利用して通院している者
- ・本人及び同居世帯生計中心者の前年分の所得税が非課税の者

	30年度	元年度	2年度
受給者数	35	33	28

⑪ 在宅酸素療法者支援事業

(令和3年度予算額 418千円)

在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者の経済的負担の軽減を図るため、在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を助成します。

	30年度	元年度	2年度
受給者数	25	17	17

⑫ 重度心身障害(児)者社会参加促進事業

(令和3年度予算額 24,955千円)

障害者の社会参加を進めるために、下記の対象者にタクシー利用費、給油費の一部を助成する助成券を交付します。

対象者：身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の者

	30年度	元年度	2年度
タクシー券交付者数	1,881	1,820	1,750
給油券交付者数	998	1,015	988

※給油券は自動車税減免対象者のみ

⑬ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業 (令和3年度予算額 148千円)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行います。

	30年度	元年度	2年度
利用者数	0	1	0

⑭ 心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡又は高度障害になった場合、残された心身障害者へ生涯にわたって年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図ります。

知的障害者・身体障害者手帳1～3級の心身障害者を扶養している保護者(65歳未満)が加入でき、掛け金は加入者の年齢によって月額9,300円～23,300円です。

	30年度	元年度	2年度
加入者数	39	38	33
受給者数	71	71	76

⑮ 障害者住宅設備資金の融資あっせん(利子補給)

障害者の住宅環境を改善するために資金の融資あっせんを行います。

(事業開始年度 昭和61年度)

対 象：身体障害者手帳1～4級、又は療育手帳Aの所持者と同居する世帯

融資限度額：300万円を上限に利子補給120か月の元利均等月賦償還

(3) 在宅障害者への福祉サービス**① 居宅介護**

ホームヘルパーが障害者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の援助を行います。

		30年度	元年度	2年度
実利用者数		209	207	204
延訪問時間	身体介護	16,263	15,089	13,567
	家事援助	17,746	17,490	15,308

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	7	7	6
延訪問時間	2,960	2,643	1,945

③ 生活介護

常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談助言、創作的な活動、生産活動の機会の提供などを行います。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	370	374	371
延利用日数	78,425	79,426	81,245

④ 自立訓練（生活訓練）（機能訓練）

知的障害、精神障害のある方に、入浴、排せつ、食事等に関して自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（生活訓練）。

身体障害のある方には、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（機能訓練）。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	88	86	68
延利用日数	10,844	9,201	8,025

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	60	61	45
延利用日数	6,462	5,863	5,965

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（雇用型）。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	80	96	114
延利用日数	16,779	19,182	23,336

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（非雇用型）。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	637	633	625
延利用日数	121,541	122,992	122,448

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用等に伴い生じる問題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	6	11	10
延利用日数	33	93	78

⑨ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	177	197	208
延利用日数	29,405	32,718	35,624

⑩ 児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うものです。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	35	38	36
延利用日数	3,866	4,473	4,074

⑪ 短期入所

介護者が病気、事故等により、一時的に介護できなくなった場合、短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

	30年度	元年度	2年度
利用件数	865	1,078	1,021
延利用日数	5,266	6,497	5,572

⑫ 補装具の交付

(令和3年度予算額 24,744千円)

身体障害者が失った身体機能を獲得するために用いられる用具の交付及び修理をします。
 対 象：身体障害者手帳の所持者、難病患者等（所得に応じて一部負担有り）

《令和2年度実績》

	交 付				修 理			
	件	公 費	自 費	計	件	公 費	自 費	計
義 肢	0	0	0	0	6	617,954	1,727	619681
装 具	37	3,201,580	197,416	3,398,996	16	200,097	773	200,870
座位保持装置	9	3,645,601	146,254	3,791,855	18	1,373,528	7,490	1,381,018
盲人安全つえ	3	13,631	0	13,631	0	0	0	0
補 聴 器	67	5,049,844	1,188,874	5,168,718	6	200,204	5,170	205,374
車 椅 子	25	5,877,251	303,436	6,180,687	29	1,148,879	24,607	1,173,486
電動車椅子	1	483,190	0	483,190	3	79,696	0	79,696
そ の 他	10	805,967	16,048	822,015	1	12,826	0	12,826
計	152	19,077,064	1,852,028	20,929,092	79	3,633,184	39,767	3,672,951

⑬ 自立支援医療（更生医療）の給付

(令和3年度予算額 66,178千円)

身体障害者の身体上の障害を軽減し、日常生活能力、職業能力の回復を図るために医療の給付を行います。

対 象：心臓機能障害、腎臓機能障害、肢体不自由などの障害による身体障害者手帳所持者

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
元 年 度	聴 覚	2	6,502	22,757	3,251	32,510
	そしゃく	29	152,467	523,481	71,882	747,830
	肢 体	7	281,106	5,556,225	101,069	5,938,400
	心 臓	59	2,829,665	125,821,960	683,165	129,334,790
	じん臓	722	58,611,972	68,305,393	1,592,247	128,509,612
	肝 臓	8	242,730	607,922	17,808	868,460
	免 疫	31	3,076,508	2,317,406	72,616	5,466,530
	計	858	65,200,950	203,155,144	2,542,038	270,898,132
2 年 度	聴 覚	1	2,128	7,448	1,064	10,640
	そしゃく	22	49,617	168,504	22,599	240,720
	肢 体	5	170,325	4,960,201	123,004	5,253,530
	心 臓	70	7,631,868	123,252,628	634,692	131,519,188
	じん臓	558	50,455,268	59,494,575	1,161,761	111,111,604
	肝 臓	10	247,072	605,640	12,488	865,200
	免 疫	35	6,140,219	4,412,491	72,500	10,625,210
	計	701	64,696,497	192,901,487	2,028,108	259,626,092

⑭ 自立支援医療（育成医療）の給付

（令和3年度予算額 1,476千円）

現に身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童について、手術等により確実な治療効果が期待できるものに対して医療の給付を行います。

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合計
2 年 度	視覚	4	147,141	438,726	15,303	601,170
	聴覚	2	137,604	3,827,126	10,000	3,974,730
	そしゃく	56	316,912	962,444	95,564	1,374,920
	肢体	7	167,906	1,948,111	11,323	2,127,340
	心臓	15	661,145	20,962,37	54,821	21,678,340
	じん臓	0	0	0	0	0
	その他内臓	※	-3,352	-331,848	0	-335,200
	計	84	1,427,356	27,806,93	187,011	29,421,300

※過年度分の過誤請求によるもの

⑮ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神患者やてんかんで通院を必要とする人に対して、申請により自己負担以外の医療費を公費負担するものです。1年毎の申請が必要です。

自己負担：原則医療費の1割負担（世帯の所得水準等により1ヶ月の負担上限有り）

	30年度	元年度	2年度
受給者数	1,387	1,486	1,525

⑯ 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し必要に応じて見直しを行います。

	30年度	元年度	2年度
作成件数（実人数／セルフプランを含む）	1,310	1,309	1,297

⑰ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	30年度	元年度	2年度
作成件数（実人数／セルフプランを含む）	223	246	257

⑱ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

住居の確保その内容

- ・他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊、地域移行支援計画の作成など

	30年度	元年度	2年度
支援件数	3	3	3

⑲ 地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

対 象：次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方

- (1)居宅において単身で生活する方
- (2)居宅において家族等と同居していても、同居している家族等からの緊急時の支援が見込めない方

	30年度	元年度	2年度
支援件数	38	64	72

※グループホーム（共同生活援助）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

(4) 地域生活支援事業**① 障害者相談支援事業**

(令和3年度予算額 32,312千円)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者・・・総合保健福祉センター内「鶴岡市障害者相談支援センター」

障害児・・・あおぼ学園

利用者数		元年度			2年度		
		障害者	障害児	計	障害者	障害児	計
実人数		955	227	1,182	911	249	1,160
延人数	身体障害	1,897	164	2,061	1,821	149	1,970
	重症心身障害	202	76	278	280	65	345
	知的障害	3,020	295	3,315	3,012	596	3,608
	精神障害	2,134	7	2,141	2,168	13	2,181
	発達障害	115	561	676	194	407	601
	高次脳機能障害	106	0	106	102	1	103
	その他	344	64	408	736	149	885

支援方法	件数		支援内容	件数	
	元年度	2年度		元年度	2年度
訪問	2,800	2,588	福祉サービスの利用等に関する支援	6,521	6,649
来所相談	827	796	障害や病状の理解に関する支援	552	461
同行	298	285	健康・医療に関する支援	682	626
電話相談	3,368	3,665	不安の解消・情緒安定に関する支援	623	474
電子メール	83	96	保育・教育に関する支援	203	172
個別支援会議	106	90	家族関係・人間関係に関する支援	271	249
関係機関	6,340	6,110	家計・経済に関する支援	177	167
その他	215	225	生活技術に関する支援	176	273
計	14,037	13,855	就労に関する支援	150	222
			社会参加・余暇活動に関する支援	77	52
			権利擁護に関する支援	24	30
			その他	319	453
			計	9,775	9,828

② 手話通訳者設置事業

(令和3年度予算額 2,960千円)

聴覚障害者等の相談支援及びコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者1人を設置しています。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

③ 手話奉仕員派遣事業

(令和3年度予算額 648千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に手話奉仕員を派遣します。

	30年度	元年度	2年度
派遣回数	161	172	157
延派遣時間数	480	607	374

④ 手話奉仕員養成事業

(令和3年度予算額 288千円)

手話奉仕員派遣事業での人材を確保するためなどに、手話奉仕員養成講座を実施します。
委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

	30年度	元年度	2年度
回数	24	19	24
受講者数	26	14	11

⑤ 要約筆記奉仕員派遣事業

(令和3年度予算額 299千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に要約筆記奉仕員を派遣します。

	30年度	元年度	2年度
派遣回数	20	29	6
延派遣時間数	227	302	55

⑥ 日常生活用具給付等事業

(令和3年度予算額 21,207千円)

在宅の重度身体・知的障害（児）者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（特殊寝台、歩行支援用具など）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資します。

《令和2年度実績》

区分	件数	給付額	備考
介護・訓練支援用具	7	641,160	特殊寝台、特殊マット、入浴担架等
自立生活支援用具	13	323,840	入浴補助用具、つえ、歩行支援用具、火災警報器等
在宅療養支援用具	46	1,255,461	透析液加湿器、電気たん吸引器、吸入器、盲人用体重計等
情報・意思疎通支援用具	8	636,210	情報通信支援用具、点字器、視覚障害者用（ホーカブルリーダー、活字文書読上げ装置、拡大読書器）、盲人用時計、人工喉頭、点字図書等
排泄管理支援用具	2,196	16,934,056	ストーマ用装具、収尿器
住宅改修費	3	318,240	
計	2,272	20,108,967	

⑦ 移動支援事業

(令和3年度予算額 2,411千円)

屋外での移動に困難がある障害(児)者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

	30年度	元年度	2年度
登録者数	171	178	181
実利用者数	36	31	27
延利用回数	640	614	464

⑧ 地域活動支援センター事業

(令和3年度予算額 5,520千円)

障害者が地域等で生活していくための支援を行うため、「地域活動支援センター」を設置し創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

委託先：NPO法人やすらぎの会

⑨ 訪問入浴サービス事業

(令和3年度予算額 11,562千円)

身体障害(児)者でねたきり状態の方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害(児)者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	30年度	元年度	2年度
登録者数	13	17	14
利用延回数	823	834	708

⑩ 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を願い、一定期間職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な技能を与えると共に雇用の促進と職場における定着性を高めます(過去3年の利用実績はなし)。

⑪ 日中一時支援事業(日帰り短期入所)

(令和3年度予算額 2,274千円)

障害者等の家族の就労支援及び、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日帰りで障害者等を預かります。

	30年度	元年度	2年度
登録者数	64	52	45
実利用者数	24	23	18
延利用回数	605	698	556

⑫ 日中一時支援事業（タイムケア）

（令和 3 年度予算額 4,909 千円）

障害児を日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

	30 年度	元年度	2 年度
登録者数	43	42	36
実利用者数	19	23	19
延利用回数	1,202	1,218	1,495

⑬ 福祉体育祭の開催

（令和 3 年度予算額 256 千円） ※長寿介護課・福祉課

障害者と福祉団体・市民が一体となり、スポーツをとおして日常生活を健康で豊かなものにすると共に、社会参加とお互いの親睦を深めます。

身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉団体、老人クラブ、老人施設利用者、各福祉団体、学校、ボランティア、町内会、一般市民の参加によって開催します。

（事業開始年度 昭和 56 年度）

【新型コロナの影響により、令和 2 年度は中止】

⑭ 声の広報等録音発行事業

（令和 3 年度予算額 880 千円）

重度の視覚障害者へ「市広報つるおか」及び「市議会だより」を発行毎に音声データ化し、テープまたはCDで配布をします。令和 2 年度末現在で利用登録されている方は 14 名です。（事業開始年度 昭和 56 年度）

令和 2 年度委託先：障害者支援オフィス「ひので」

⑮ 身体障害者用自動車運転免許取得・改造助成事業

（令和 3 年度予算額 600 千円）

自動車（本人運転用・介護用）の運転免許取得にかかる経費及び改造に要する費用を助成し、社会参加を促進します。

	30 年度	元年度	2 年度
件数	4	6	9
助成金額	450,000	471,680	850,000

(5) 障害者の居住支援

① 障害者支援施設

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護を行っています。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	237	228	216
延利用日数	78,827	77,469	75,032

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障害、精神障害の人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住宅で相談その他の日常生活上の援助を行っています。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	233	224	230
延利用日数	69,385	70,527	74,498

③ 療養介護施設

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において必要な医療、訓練及び生活指導を行う施設です。

	30年度	元年度	2年度
実利用者数	24	23	24
延利用日数	8,212	8,298	8,134